

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年9月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年9月定例会

開 会	令和4年9月14日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和4年9月14日 (水) 午前11時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年9月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22		
2	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
3	学校教育部 部長	西川 康弘	24		
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26		
6	” 専門監	壁 和宏	27		
7	” 補佐	永淵 智幸	28		
8	” 主幹	小河 孝紀	29		
9	” 主任主事	染谷 康太	30		
10	学務課 課長	石橋 聡	31		
11	” 専門監	大場 慶育	32		
12	” 補佐	御園生 朋寛	33		
13	” 補佐	茅野 真貴子	34		
14	” 補佐	萩原 弥生	35		
15	” 主任主事	増田 奈々	36		
16	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	37		
17	” 主幹	橋本 欣之	38		
18			39		
19			40		
20			41		
21			42		

## 令和4年9月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年9月14日(水) 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和4年9月定例教育委員会会議 議題目次

### 議 案

① 議案第23号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課・学校保健担当室) … p1

② 議案第24号

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正  
する訓令の制定について (学務課) … p4

**教育長** それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

**教育長** 4名ですね。よろしく願います。

---

◎開 会

**教育長** ただいまから令和4年9月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員に願います。

**伊藤委員** はい。

**教育長** よろしく願います。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件となっております。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者に願います。

---

◎議案第23号

**教育長職務代理者** それでは、議事の進行に際しまして、新型コロナウイルス感染症予防のために適宜換気を行いますので、ご了承ください。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校保健担当室長、お願いいたします。

**学校保健担当室長** おはようございます。

議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条に基づき、令和4年7月25日にご逝去された学校歯科医の大越秀一先生に感謝状を贈呈するものでございます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条は、表彰の基準となっており、第6号の多年にわたり学校における保健管理に貢献した者に該当します。また、大越先生は、表彰の前にお亡くなりになっていることから、亡くなった方への表彰の方法として、第4条の追彰を適用し、死亡の日前に遡って表彰し、感謝状及び記念品をご遺族に授与するものでございます。

先生のご経歴等につきまして、推薦調書に記載のとおりでございます。

先生には、長い年月にわたりまして、学校保健の管理と指導のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして、感謝の意を表するため、ご提案申し上げる次第でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理者** 議案第23号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

ご質問、ご意見はないようですので、これもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第23号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第24号

**教育長職務代理者** 次に、議案第24号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

学務課長、お願いします。

**学務課長** 議案第24号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

初めに、お手元の資料7ページをご覧ください。

令和4年7月28日付、松教学学第372号をもって、教育長より、松戸市学区審議会に対し、令和5年度市立小学校通学区域の変更について、1の諮問事項に記載された①から③の3区域について、2の諮問理由により諮問させていただき、学区審議会において、ご審議をいただきました。審議の結果につきましては、資料8ページから12ページにございますとおり、3区域の指定校を令和5年4月1日から変更し、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程を改正することが適当である旨、令和4年8月26日付で松戸市学区審議会会長より答申がございましたので、ご報告をさせていただきます。

今回の議案第24号につきましては、このたびの答申を受け、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を制定するものでございます。

お手元の資料5ページから6ページの表中、下線部分に変更箇所となります。変更される下線部については、資料10ページより記載の4の審議の経過に沿って簡単にご説明をさせていただきますと思います。

地理が分かりやすいように、地図をお手元にお配りさせていただきましたのでご覧ください。

初めに、地図①の赤で示した新松戸三丁目1番地の1は、新松戸地区における学校の統廃合などにより、通学区域が緑色で示した新松戸西小学校となっております。近距離で安全に通学できる青で示した馬橋北小学校へ指定校をこのたび変更いたしました。

次に、地図の②でございますが、こちらの赤で示した日暮四丁目15番地の3号から15番地の33号につきまして、これにつきましては、異なる青で示した稔台小学校が指定校となっておりますけれども、通学の安全面や地域コミュニティーの活性化の観点から、黄色で示した河原塚小学校へ指定校を変更いたしました。

最後に、地図③になりますが、赤で示した小山774番地は、緑色で示した主要地方道松戸市川線を挟み、上矢切に当該番地が飛び地のように存在しております。住所が小山であるこ



とから、青で示した柿ノ木台小学校が指定校となっておりますが、交通量の多い道路を渡り、通学することを避け、黄色で示した矢切小学校のほうに指定校を変更いたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

**教育長職務代理者** 議案第24号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** 今回の決定と、それに伴う説明をお聞きして、どうして今までこうなっていたのだろうなという気がしています。現に、学区ではそうになっていたけれども、これまでも学区に従わずに、実際には今回変更になった学校のほうに行っていた生徒さんも相当おられたんじゃないかということで、ここにもそんなような記述があるんですが、3か所、場所によってちょっと違いがあるんでしょうけれども、何年もその現状のまま放置されていた何か理由というのはあるんでしょうか。それとも、やっぱり地元からのそういう正式な要請とか、そういったものがないとなかなか動きにくかったのか、遅くなっても今回やったということは評価されると思うんですけども、何かその辺の事情はあるんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長。

**学務課長** ただいまご質問ございましたが、なぜ今の段階でということでございますが、こちらの学区につきまして、変更の経緯も考えてはまいりましたが、一つには、学校選択制のほうが始まった関係で、近隣の隣接している学区には選択をすれば通学が可能になっていた件がございますが、このたびにつきましては、やはり自治会の要望ですとか、安全面等で、その選択制を使わなくても、きちんとその適正な学区のほうに通学できるようにということで、学区のほうを変更させていただきました。

それから、実際に変更に伴いまして、通学する生徒の状況でございますけれども、既に選択制等を利用して、新しい学区のほうには通学している生徒が大半でございますので、大きな影響はないということで認識しております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** そういうことであれば、今回の変更に伴う混乱というようなものは恐らくないんだろうと思いますので、今回の変更そのものは妥当なものだと思います。

その関連で、このようなやはり問題を抱えているというか、そういう学区というのはほかにもありそうですか。今、それをちょっと調べているという状況なのか、それとも、もうこ

れでほとんどこういう実際の学区をめぐる、問題というのは、ほとんどもう解決されたというふうに考えていいんでしょうか。

**教育長職務代理人** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 大きくは2点あるかなと考えているところですが、1点目は、今回の3地区のように、実情と乖離している区域というものは、ほかにも市民のほうから実情として幾つか上がってきているところがございますが、その確認を現在行っているところがございますので、その状況に合わせて、今後も審議に諮ってまいりたいと思います。

それからもう一点は、人口増等、そういったものに伴いまして、例えば、松戸駅周辺ですとか、東松戸駅周辺、そういったところの人口増等、鑑みた場合にまた学区の適正化については、今後、委員会等も立ち上げながら今年度中にまた検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**教育長職務代理人** 伊藤委員。

**伊藤委員** じゃ、引き続きよろしくお願いします。

それから最後に、大したことではないのですが、ちょっと気になってお話しするんですけども、今回の変更を諮問する教育長からのペーパーとか、あるいはそれに対する回答を見ても分かるように、この区域の順番が新松戸が最初で、日暮があって、小山というふうにあるんですけども、5ページのこの訓令というのは記録になって残るものだと思いますけれども、その順番が小山のほうが最初にあって、要するに、順番が全然逆なので、これ最初見たときに、非常に分かりにくくて、混乱したんですけども、何かこの変えておられる理由はあるんですか。

**教育長職務代理人** 学務課長。

**学務課長** ただいまご指摘のあった点でございますが、訓令のほうの表は、これは従来のものございまして、それに合わせて①、②、③の順番のほうは調整することができると思いますので、そのあたりは分かりやすいように今後ご説明できるように順番調整してまいりたいと思います。

以上でございます。

**伊藤委員** お願いいたします。

以上です。

**教育長職務代理人** よろしくお願いいたします。

中西委員。

**中西委員** ありがとうございます。中西です。

今の特に、その新松戸のところなんですけど、私も結論に異論を唱えるつもりは全くないんですけども、学区審議会の答申の10ページの下のところ、審議の経過というのがあるんですけど、つまり、新松戸北小学校というのが廃校になったのでとあるんですけど、この新松戸北小学校は、どこにあったのか地図ではちょっと分からないんですけども、いずれにしても、ここで「経緯がわかった」と書かれていて、この学区審議会というのは、定期的に開かれているものだと思うんですけど、なぜこういう表現になっているのかがちょっとよく分からないのと、それでも平成17年度に変更はして、変更があったということですので、それからもう随分たっていて、その間、審議会で話題になっていないのかどうか。そのあたりのことも伺えるでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 新松戸三丁目のパークハウスでございますけれども、こちら昭和63年に建設されたということでございます。その後、新松戸北小学校は、廃校によりましてなくなりまして、学区につきましては、この地図よりもちょっと北側の部分になるかと思えます。

それから、これまでちょっと議題に入っていなかった点につきましては、平成16年度以降、先ほど申し上げましたが、選択制が入ってきた関係で、ちょっとその議論が遅れたというのが現状でございますが、今後、このように実情と乖離している部分については、随時、検証いたしまして、審議会のほうに諮っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 中西委員。

**中西委員** 選択制が入ったという事情は分かるんですけども、学区を検討する組織があるわけですから、そこで話題にあまりならないというのは、やっぱり問題かなと思いますので、今後、ほかのところもあるということですから、より密に検討をいただければと思います。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 私、実はこのパークハウスのすぐ近くに住んでおります。そういうことで、非常に身近に感じてこの部分を読ませていただいたんですけども、今、伊藤委員と中西委員のお話しで大体尽きるんですけども、ちょっと具体的な感情を少し交えて話せさせていただきます。私の子どもは馬橋北小学校に通っておりました。もう本当に歩いてすぐ近くなんです

ね。だから、すぐ近くのパークハウスの子どもが、まさかこの新松戸西小学校まで行っているなんて、想像できないような状況です。

ですから、かなりの長い年月の間に、令和4年、10人のうち9名の方が、これは当然ですよ。だけれども、1名の方が新松戸西小学校に通っていらっしたんですよ。さらに、その前の年度については、ここに情報が書いていませんけれども、選択制があったにしても、これは明らかに、僕たちの、ここに住んでいる親御さんの立場で考えると、非常に逸脱した考え方なので、この点、ちょっと強調しておきたいと思うんです。

そういうふうなことを考えたときに、やはり先ほど中西委員や伊藤委員がおっしゃったように、学区の組織がちゃんとこういうふうなところをしっかりと、決める組織があるのであれば、まずは平成17年度のこの馬橋西小学校を指定校とした経緯ということが、ちょっと僕には分からないんですね。この段階で、もう明らかにこれ馬橋北小学校のすぐ近くなので、ここで、僕も実は松戸北小学校というのがどこにあったのか知らないんですけれども、それがなくなった段階で、通常は馬橋北小学校にすべきなんです。それをわざわざなんで西小学校に指定したのかというところがまず分からない。

だから、やはりこういった指定校に関して、しっかりとした議論ができる組織があるのであれば、そこが学区変更のときとか、そういうときは、しっかりとした議論をしてほしいし、さらには、今みたいなちょっと逸脱したような、僕たちから考えると、考えられないような事例が今回発生してあるわけですから、これについては、もっとやはりしっかりと精査していただきたいですね。子どもさんにとっても親御さんにとっても、遠くに行くというのは大変なことです。選択制があるにしても、それにあんまり安住することなく、もう明らかにおかしい場合には、指摘して、そういった器をつくっておくべきだと、そういうふうに思います。

以上です。

**教育長職務代理者** 山形委員。

**山形委員** 山形です。2点ございます。

教育委員になってから、この特別支援学級の学区の会議の報告と承認はしてきましたが、通常級の通学区域の大きく変わるというのは、記憶の中では初めてのよう記憶がございます。

変更をされたことの周知について、どのようにお伝えするか。学区の人たちだけではなく、こういう学区の変更があったことを市内の保護者の方にお伝えすることが、先ほど和座委員

がおっしゃったような、今困っているけれども、学校選択制があるからいいかと何も声が上がらない方や、自治会関係、町内会というのは、一戸建ての方には、ご案内がありますが、マンションとか賃貸の方にはご案内がほとんどないことが多いです。掲示板に貼ってあるかなぐらいで、誰が町会長さんとか、全然分からないのが、多くの子育て世帯の方たちの中で起きているのではないかなと思います。自治会長さんに学校が少し遠いから、何とかしてほしいと声を上げられる世帯との連携というのがないからこそ、こういう変更があったことを広報まつどや、ホームページや、SNSも活用しつつ、松戸市内に住んで、保護者の方でお困りの方は、町会長さんに言うのが難しいと思います。教育委員会のほうに直接声をかけていらっしゃる方もいるけれども、日本の仕組みの中で、葛藤があるなと思うのが、全てのことが申請制という形で、私は困っていますと手が挙がらないと気づかれないシステムがほとんどだということです。申請制よくないことだとは思っているのですが、そこに関して、今回、このように変わることにに関して、変わりましたというのをどんなふうに周知するのかというのが知りたいところです。

2点目に関しては、学校選択制についての困りごとがないかどうかの確認です。例えば、選択したけれども、行けなかったということ、まずないとは思いますが、現状、大丈夫かどうか、特に中学校では、学校数が減って希望の学校に行くときに抽選みたいなことを前は聞いたことがありました。現状、生徒数も減っているので抽選等が起きていないかどうかとか、現状として学校のほうで人気というか通いやすいとか、友達が行っているからとか、いろんな理由で学校自体が過密になっていることでの学校側の葛藤というか、困りごとが起きていないかというか、具体的にはないけれども、その中で皆さん工夫されていると思うんですが、お互いにとって、生徒にとってもwinだし、学校にとってもinな、お互いがいい関係でいるための学校選択制が必要だと思います。その中でここは配慮が必要とか、課題が今現状ないかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

中学校で、生徒の半数以上が学区外から来ているというような話を聞いたことがありまして、部活動がとても盛んなのと、近隣に中学校が何件かあるので、飛び越えていらっしゃっている方とか、逆に、選択を選ばれている学校が学区なんだけれども、逆にその地区は人が多いから合わないといって、別の地区に行かれている方も現状としてはいて、学校選択制は私自身も活用させていただいたことがあるので、ありがたい仕組みではあると思いますが、その点について、今現状として何か課題や、困りごととかが、もしあれば、教えていただきながら、そこをどのようにクリアしていくかというようなビジョンが聞けたらうれしいで

す。お願いします。

**教育長職務代理者** 広報と選択制について、2点について。

**山形委員** はい、広報と選択制の2点です。

**教育長職務代理者** 学務課長補佐、お願いします。

**学務課長補佐** 先ほどご質問のありました周知の方法ですけれども、松戸の広報まつど、あとホームページで周知をしていく予定であります。あとは、今後、入学の通知書等を発送をさせていただきますので、そのときにも改めて、対象の児童生徒の方にはお知らせをしていきたいと思っております。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 学務課長、お願いします。

**学務課長** 選択制につきましてのご質疑でございますが、選択制につきましては、その制度自体については、アンケート等によっては高い評価を得ているところでございます。子どもたちが主体的に学校生活を送るための一つの手だてであると認識しております。

その中で、現在、困りごと、課題等につきましては、やはりその生徒数の大小によりまして、学校規模の大小が生じているということ。それから、それによって教室の確保がございまして。その施設面のもの、またあと、給食等の関係もございまして、そういったものを現在、総合的に教育委員会内で調整を図りながら、選択制の数につきましての適正な数を各学校のほうに考えていただきながら、教育委員会として調整させていただいているところでございます。

昨年度につきまして、抽選は中学校で1校、小学校で3校がございました。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 山形委員。

**山形委員** 生徒数のバランスなど、今伺って、給食というのは盲点というか、教室の数が足りないとかというのものもあるけれども、給食もそうですね。以前、学童の数もバランスで難しいというようなお話も伺いながら、小学校のところで抽選が生じているというのは、なかなか難しい部分ではあるんですが、今回の審議のように、困りごとをもう少し主体的に抽出するとか、人口のバランスというか、マンションなども建っていたりとか、空室や空き地もたくさん見かけたりはするので、そのバランスも含めながら、主体的にいろいろ動いていただい

て、特にこの今回は、道路を挟んで危険がないように、悲しい事件がたくさん続いていく中で、安全配慮のところ、これが広報されることで、また声が上がっていくと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

**教育長職務代理人** 和座委員。

**和座委員** ちょっと、少し観点違うところでお話ししたいんですけども、新松戸北小学校というのは、廃校になったということなんですよね。それはどこにあったんですか。その廃校になった後に、その場所はこういった形で利用されるようになったのでしょうか。

というのは、この付近は、かつては非常に子どもたちが多い地区だったんですね。ただ、今、私住んでいると実感しますけれども、本当に高齢化が進みまして、そういう中で、要するに高齢者を中心とした人たちのコミュニケーションの場所という部分もそういう世代間の変化の中で、いろいろと考えていかないといけないと思うんですけども、小学校とかそういう部分をまたいろんな世代の人たちのための場所として利用するという観点もあると思うんですねけれども。

この廃校になった、僕自身、全然この地区に住んでいて知らなかったんですけども、どこにあって、どういうふうな利用をされているのでしょうか。

**教育長職務代理人** 生涯学習部長、お願いします。

**生涯学習部長** 新松戸北小と新松戸北中の跡地については、現在、松戸市の市民交流会館として、2つの施設が整備されています。北小の跡地については市民のホールですとか、子どもの利用ができる施設等になっております。音楽スタジオや会議室も併設して一般の方が利用ができる施設となっています。また同様に、スポーツ施設があり、体育館とグラウンドを地域の方や市民の方にご利用できるような形で提供してございます。

**和座委員** それは、どこの場所。

**生涯学習部長** そうですね、ちょっと今住所を、すみません。

**和座委員** つまり、その新松戸北小学校自体が、どういうふうにして今利用されているかというお話だったんですか。

**生涯学習部長** そうです。新松戸北小の跡地を取壊し、建物を建てております。また、新松戸北中学校の体育館を活用した体育施設があります。

**和座委員** どうもありがとうございます。

いい情報をいただきました。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

学校選択制という自由度がある部分と、そこに頼りきらないで、この学区審議会のほうをよりよい活用がということを皆様委員の方、望まれているようにご意見伺いました。どうぞよろしくお願いいたします。

このほかにご意見等ございませんでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、その他に移ります。

事務局より何か報告はありますでしょうか。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

**文化財保存活用課長** 文化財保存活用課長の関根です。よろしくお願いいたします。

私からは、「松戸のたからもの 松戸市の美術コレクション」の開催についてご説明いたします。

お手元に配付したチラシをご覧ください。

松戸市教育委員会がこれまで収集してまいりました松戸ゆかりの美術家たちの作品と関連資料を「ファインアートも、デザインも。」をコンセプトにご紹介いたします。

会期は、令和4年9月23日金曜日祝日から11月6日日曜日まで、会場は、松戸市立博物館企画展示室です。観覧料は、一般が310円、高校、大学生が150円で、中学生以下と市内在住の70歳以上の方、また身体障害者手帳などの交付を受けている方とその介護者1名の方は無料となっております。

チラシ見開きとなっておりますので、お開きいただけますでしょうか。



今回の美術展の構成でございますが、主に、左側になります。松戸に住んだ作家として、近年作家のご遺族から寄贈を受けました板倉鼎、須美子、長田国夫、奥山儀八郎の作品のほか、チラシ右側になります。大正期にデザイナーの養成を目的に設立されまして、戦後の20年間、松戸市にごございました千葉大学工学部の前身である東京高等工芸学校の関係者である大橋正、木檜恕一、森谷延雄、型而工房、剣持勇、豊口克平らの作品を関連する資料と併せまして約140点をご紹介します。

右側、ちょっと小さい文字で恐縮でございますが、美術展会期中の関連イベントといたしまして、5つの企画の準備を進めております。

1つ目が、松戸の作家の紹介講座といたしまして、岩澤哲野氏、演出の朗読劇「libido: 板倉鼎・須美子」を9月24日土曜日と25日日曜日の両日、森のホール21の地下1階にごございます森のスタジオにおいて、12時からと17時からの1日2回、全4ステージ上演いたします。こちらの朗読劇につきましては、別途チラシ、このオレンジ色のものになりますが、朗読劇別途チラシを配布させていただいておりますので、併せてご覧いただければ幸いです。

関連イベントの2つ目でございますが、版画のワークショップを10月9日日曜日の9時からと13時からの2回、市立博物館実習室において開催いたします。こちらでは、版画家奥山儀八郎の版画の表現技法を体験していただく予定となっております。

3つ目は、フロアレクチャーを10月22日土曜日の14時から市立博物館企画展示室で開催。展示作品について、担当学芸員が解説いたします。

これら3つの関連イベントにつきましては、事前申込み制となっております。往復はがきかファクスによる申込みのほか、チラシに記載してございますQRコードから、ちば電子申請サービスによる申込みもできるようになってございます。

なお、朗読劇につきましては、9月12日の月曜日をもちまして申込み期限とさせていただいておりましたが、まだ定員に若干の余裕がございますので、もし観覧のご希望があるということでございましたら、文化財保存活用課までチラシとかに電話番号記載してございますが、文化財保存活用課までご連絡いただければ幸いです。

その他のイベントといたしまして、ツイッターの投稿イベント「みんなのたからもの」を9月23日から11月6日までの会期中開催いたします。このイベントでは、展覧会の開催に合わせまして開設いたしますツイッターのアカウントに、投稿者ご自身のたからものについて、ちば電子申請サービスから投稿していただき、投稿されたたからものを市立博物館ロビーで

のパネル展示や本市のツイッターでご紹介させていただきます。

その他といたしまして、板倉鼎模写展を10月25日火曜日から11月6日日曜日まで、後半にはなってしまうのですが、この期間に、第一中学校と第五中学校の美術部の生徒に描いていただきました板倉鼎の模写作品を博物館企画展示室前のロビーに展示する予定となっております。

以上が関連イベントの概要となります。

このたびの美術展の開催は、ただいまお配りしましたチラシや新聞折り込みにより全戸配布しております広報まつど9月1日号、今日はA3の1枚ものとなっておりますが、皆様のお手元に配布しておりますが、全戸配布の広報まつど9月1日号のほか、市内の鉄道各駅にもポスターやチラシを掲出させていただきまして、PRさせていただいておるところでございます。

最後になりますが、教育委員の皆様におかれましては、芸術の秋となりますので、ぜひ、会場の松戸市立博物館に足をお運びいただきまして、松戸の文化芸術の一端に触れていただければ幸いです。

以上、文化財保存活用課からの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

私から1点、先日、富山のほうにちょっと私、私用がございまして、高岡市美術館に伺うことがありました。学芸員の方とお話する機会があったんですけども、松戸市に以前ありました東京高等工芸学校のことについて非常によくご存知でした。そして、高岡市のその工芸高校というのが今もございまして、高岡市のほうは、工芸高校ができるのと同時に高岡市美術館設立の意見が立ち上がり、随分早い時期から、市立の美術館というものがあります。

松戸市の収蔵品についても、興味を持ってくださっていて、松戸市のこの時代のデザイナーさんたちの作品については、非常にいいもので、レベルの高いものだということを逆にご説明いただいた形で、非常にうれしくて、何か話が盛り上がってしまいました。工芸高校というのは、以前に比べると全国的に減りましたが、高岡のそこは、近くにマルイを創設された青井社長という方が造った私設美術館というものもございまして、いまだにすごく深い研究と様々な作家の展示をされています。市立の中でも本当にレベルの高い美術館の学芸員の方がすごく興味を持ってくださっているいいものを松戸は持っているということを誇りに思うと同時に、自信を持って、もっと多くの市民の方に見ていただけるような、あるい

は学校教育に何か生かせるような、そういったことを少し模索していけたらいいなと感じております。

今回、模写展がございまして、会期の本当に終わりの頃の展示になりますが、教育委員会の企画ですので、ぜひ、一中と五中の生徒さんたちの力作を委員の皆様方に見ていただけたらうれしく存じます。

以上です。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

委員の皆様から何かご報告。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

お手元に資料を1枚お配りさせていただいたのと、委員の方々には、今回のお話をしてくれました松戸でフリースクールを運営している共育ステーション、地球の家の詳細をお届けしております。

傍聴の方には、個人報告のペーパーと、地球の家さんがホームページやウェブで発信しておりますので、そちらのほうをご興味ありましたらご確認ください。

8月25日に、千葉県フリースクール等ネットワークという団体が主催する千葉県の教育委員会とのフリースクールについての懇談会に参加しました。地球の家さんは、もう創立10年になるフリースクールで、協力者というような立ち位置で参加、一般の保護者の立ち位置で参加させていただきました。記載のURLは、この日の行われたことについて書かれているような内容になっています。

千葉県の教育委員会の児童生徒安全課の方から、一番最初にお話があり、とにかく1ミリでも多く当事者のニーズ、不登校の子どもたちや保護者のニーズをするためにアンケート調査のほうを大切にしていますというところがありました。

地球の家さんが松戸で10年、本当にこつこつとご自身のお子さんが当事者としている部分、ほかにも、一緒に運営している 銭さんも当事者としてというような形で活動している中でつながっていく方がいながら活動されています。

9月18日に、松戸の市民会館のほうで、「不登校・ホームエデュケーションお話交流会～学校外で育った当事者、学校外で育てた保護者の声を聞く～」というようなお話も企画されております。当日は、千葉市、山武市、船橋市、成田市、印西市、流山市の不登校支援の民間団体の方や、松戸市、柏市、流山市、我孫子市の教育委員会の不登校の担当の方からのお

話を聞くことができました。

私が簡単に聞き取りながら松戸市のことは知っていたので、それ以外の市でこんなふうになっているんだなというところを報告として書かせていただきます。柏市の教育支援センターは、学習支援室というような形で3か所、家庭訪問をするための公有車を1台、居場所というのが3か所、電話で1本で今から行きます、はいどうぞというような形でした。松戸市は、ふれあい学級、ほっとステーションを利用するときは、必ず心理士の面談を通すんですけども、柏市はそういう面談がなく、電話して簡単に行けるような居場所に近いような形だといようなところがありました。学校カウンセラーがあわないときは、教育委員会で直接対応するなんていう話もありました。

流山市は、教育支援センターとして、新川小学校のフレンドステーションや生涯学習センター、ここが中学生の利用が多いので、小学校にも合わせたものをつくったりとか、プログラムが面白いのが、午前は学習、午後は畑や体育館でレクリエーション、流山のほうは、保護者会、親の会というものがある、そこで交流を行っているそうです。それと市でスクールカウンセラーを雇用しているとか、フリースクールはどんなところに通っているかというようなところで、民間とどういうふうに連携していくことがいいかということで話が出ました。

我孫子市さんのほうが、学校での支援が、学校数が少ない13校と中学校6校だと、県から配置されているカウンセラーは、松戸はスクールソーシャルワーカーさんもいらっしゃるけれども、全体数としてやっぱり週に1度程度のものが、我孫子市さんは学校数から週に二、三回は行けるのかなというところを話を聞いて思いました。あとは、心の教室相談員というような形で、心理の資格ではないけれども、元学校の先生がそういうお話を聞くような形になっている。

あと教育支援センターという名称も我孫子市さんも今年から変わったというような話を聞きました。手賀沼のほうや我孫子駅前とかというところ。けやきプラザ11階にあって、景色がよくて、子どもたちも喜んで、わっと喜びながらいらっしゃるような話も聞きました。ひだまりという場所は、家庭科室などもあって、いろいろ交流行事ができるそうです。ただ、現状登録数が60から70ですが、足を運んでいる子は20名程度というところでした。

このフリースクール等ネットワークに参画している長年フリースクール、ホームスクールのほうに関わっている古山先生からのお話で印象的だったことが2点ありました。

ホームスクールという選択肢の中で、子どもがとにかく情熱を燃やすこと、本当に打ち込

みたいというところを大切にしていけることが、家での学習につながるということ。行っている子も行っていない子も、行っていないからホームスクールみたいな形にもなるんですけども、行ってもぎりぎり頑張っているお子さんたちもたくさんいらっしゃる中で、その中でも一人一人の学習傾向というか、経路が違うというようなお話も聞いていました。画一的な宿題というよりも、この子にはこういうことが合っている。行動的なアクティビティが好きな子もいれば、話をよく聞いてとか、文化的なことが好きな子もいるとか、あとやっぱり、今の学校に合わないという子とか、そういうところをサポートしていきることが、これから必要なんじゃないかというお話を聞きました。

フリースクールを運営している方のお話を聞く中で、そのフリースクールに1年生から6年生の中で、何人かいらっしゃる中で、とある学校で低学年の子は出席扱いなんだけれども、高学年の子は出席扱いにならないというような事象が起きているそうです。同じフリースクールに行っているのに、なぜそのような事象があるのかということは、親御さんも納得がいかないし、こういうことがほかのところでも起きているんじゃないかなと思って、現状課題かと思いました。

この懇談会を含めて、千葉県とフリースクールの運営側と一緒に協力して作った冊子、PDFであるのと、このサポートガイド、これダウンロードして見ることができますので、ぜひご覧になっていただけたらと思います。先日、松戸市のほうでこのサポートガイド、どんなふうに扱っていますかというのを児童生徒課の担当の方に伺いましたら、各学校に千葉県のほうから配布された量でいくと20部ぐらいつ配られていて、それをサポートが必要なご家庭にお届けしているというようなことを聞きました。

ただ、実際、冊子もそうなんですけれども、学校に行けていないことというだけじゃなくて、葛藤のある子というか、行きしぶりで、頑張って、なんかぎりぎりで行っているようなお子さんと保護者の方にもこのサポートガイドは届いたほうがいいので、それこそメールで今、やり取りが多いので、全てのご家庭にこのサポートガイドの情報は届けることは有用なのではないかなと思って、お話を聞いていました。

最後まとめです。不登校に限らずですが、一人一人背景が違います。不登校対応というのは一つではないです。多くの子がやっぱり学校に行きたくないという背景の中に、括弧で書いてありますけれども「行かないといけなくて分かっていても、行けないとか、行きたいけれども、行けないという子がほとんどだ」と思います。子どもが一番何とかしたいと分かっているけれども、体がそうしなかったり、気持ちがそうしなかったりというような中で、

学校のその校門とか雰囲気とか、それだけでも呼吸が苦しくなっちゃうとか、靴を履くのも怖いとか、例えば、ランドセルで行かなきゃいけないとか、もうそれだけでトラウマ的な、例えば、すごく嫌なことがあって学校に行きたくないとか、トラウマ的な一時的なトリガーが押されて、フリーズしちゃうことがあります。玄関で止まってしまうようなことが起きてしまうと思います。松戸は今現状、学校の中にサポートする仕組みが入っているのを我孫子市さんのようなとか、ほかの市のような、学校外のところで、拠点事業が少しずつ広まっています。中高生の広場、特に、東松戸の図書館なんかはとても良いなと思っていて、何かそういうところで、つながっていくことがとても大切だと思いました。

すごく印象的だったのは、主催者のお話の中で、子どものセーフガーディングという言葉聞かせていただきました。セーブ・ザ・チルドレンがやっている取組だと思うんですけども、子どもの安心・安全の確保と人権の軸の部分での考え方です。また、千葉市は、フリースクールに助成金を出しています。たしか3万円ぐらいだったと思います。そのフリースクールがきちんと活用されているかどうかのガイドラインも策定しているようですけども、そのガイドラインもそうですが、子どもの人権の確保というのをどんな場所であってもつくっていくことが、この地球の家さんのプログラムでも気をつけていらっしゃる場所だそうなんです。

現状として、この民間、ほかの団体の方も当事者の方が多かったです。自分の子どもがそうだったので立ち上げたという方たちがそうなんですけれども、発達の中での葛藤や、サポートが必要な子が多い中で、民間で人数が少なく、また教育課程を受けている方とか、教員免許持っている方、持っていない方、いろいろな様々な背景の方がいらっしゃる中で、とても運営が難しい、安全面の部分で物理的に難しい部分もあるというようなお話も多様に聞きました。コロナの影響下もあって、本当にしなきゃいけないような経験を出来ずにと、不必要な社会的なストレスがとても多い中で、どうしていけばいいのかなというところをまとめたところで3点最後に書かせていただきました。

不登校へとにかく理解がまだまだ追いついていないな、不登校、やっぱり問題と思っている大人がまだまだいるんじゃないかなと思います。このサポートガイドのぱっと開くと、不登校は問題ではありませんというのが、一番最初に来ているというところが、大前提だなと思います。フリースクールって見たことも聞いたこともなければ、何とか怖い感じがするかもしれませんが、フリースクールへの理解も必要なのかなと思います。この辺りで学校法人になっているのは東京シューレぐらいしかない、民間のものがやっていたり、株式会

社がやっているものもあったり、塾が運営しているところもありますが、まだまだ難しいし、運営もすごく困窮しているというようなところがあります。

次に、学校以外の場所での子どもの安心・安全の人権確保、和座委員もいつも言ってくださいますように、やはり人権感覚というのが私たち自身が、大人が学んでいないから分からない部分があるんですけれども、子どもの人権というところの本当に確保が大事です。最後が、安心できる保護者のサポートをというところで、やはり保護者と学校が対立するようなことがないようにするためにも、保護者も自分が悪いんじゃないかなと責めていたり、学校が誰かを、犯人を探すというか、苦しく、これが悪いんじゃないか、悪いんじゃないかという、どんどん孤立していくんです。でも孤立しているからといって、誰でもいいかというところではなくて、やはりきちんと学んで、話が聞ける人につながりたいけれども、つながれない。なので、当事者の中でもこのように活動している方たちと安心してつながっていきながら、一緒に、学校は味方だし、ほかの保護者も味方だし、みんな地域は味方だというふうな空気をつくっていかないと、親が自責の念で怒りの感情を爆発して、子どもにぶつけてしまうことや、命を落としてしまう可能性など、悲しい事件が起きているからこそ、保護者サポートを学校だけでやるのではなくて、地域の中でもどんどん拡張してやっていくのが必要というところ、3点をまとめさせていただいて、報告を終えたいと思います。

長くなりました。以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様よろしいでしょうか。

**中西委員** これ、松戸市の教育委員会の担当者からもお話を聞くことができましたとありますが、じゃ、誰か行っているんですか。

**学校教育部長** 児童生徒課の指導主事が行っています。

**中西委員** はい、分かりました。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほど、こういった問題、サポートガイド読むとね、まず最初に、そういったことは問題ではないというふうなことをおっしゃいましたけれども、その部分は、もう少し具体的にいうと、どういうふうになっていますか。問題がないというのは。

**山形委員** 学校に行かなければ、それは、行かせなきゃいけないというような、何というのですか、そういう感覚の問題ではないというような問題ではない。

**和座委員** つまり、学校に行かないといけない。学校がもう全部100%であって、そこに行かない子は、これは問題だと。だけれども、そうじゃなくて、学校以外のところでもそういったどうしても、やはり個人には個性があって、多様性があるから、そういう学校以外のところでもまた生きる権利だとか、育つ権利だとか、そういうふな人権をちゃんとしっかりした形でサポートできるような場所を設定していく必要があるという、そういうふうなことですか。

**山形委員** そうですね。まだまだ理解というか、それこそ本当に、何も知らないと学校に行っていないと駄目じゃないなんて、簡単に言う方もまだまだいらっしゃるような気はします。行かないことの中身をやはり開いて、それは心のケアが必要なのかとか、友達関係なのか、親子関係なのか、その子の特性なのかというのを見ていくときに、それをこの子が悪いという問題視ではなくて、課題として一緒にクリアしていくようなところで言うと、問題という言葉自体の取扱いがすごく難しいとは思うんです。まだまだ、行っていないだけで、もう駄目とシャッターを下ろすような人がまだまだいらっしゃるところで、多分、そういう言葉を第1ページというか、最初に持ってきているんだと思います。

偏見や、あと何気ない言葉で、そういう人たちは傷つく、祖父母の言葉で傷つくなんて話はよく聞きます。あなたの育て方が悪から学校に行かないんじゃないと祖父母が何も知らずに言ってしまう。そういう方たちに、その学校に行かないことが、大きな課題ではなくて、その子が今休んでいても、問題とするんでなくて、そのプロセスとして捉えて、サポートを適切にいろんな形でしていこうというのと、学校以外に、ここもあそこも、どこもあるとなったら、問題はなくなるんですよね。選択肢がないけれども、今、選択肢が学校が中心になっているので、ないというのが、多分全国的な動きだったり、全国的な、まだまだそういう感覚というのが充分ではない。10年前に比べたら随分変わったとは思うんですけれども、まだまだ、感覚がちょっと昭和というか、ずれている部分もあるかもしれません。ただ、ケアが必要という部分では問題というふうに捉えていってもいいのかもしれませんが、その一言で解決するようなものではないという意味で、そういう表現をされていると思いました。

**和座委員** ありがとうございます。僕も今、何人か不登校の子どもを抱えているんですけども、やっぱり、一つあるのは、学校が100%というのかな、そのところで結構悩んでいて、何か責任感を感じてしまっている親とか、育て方とか云々とか、先ほど山形委員がおっしゃいましたけれども、そういう部分で、かえってまたそのことが原因でお母さんやお父さんがまたちょっと心理的な部分でいろんな問題を起こしている。どちらが先なのかというの



は、ちょっとなかなか難しい部分もありますけれどもね、お互いに関連しているというのがあって、子どもだけの不登校の問題ではなくて、家族全体の長い間の中で、やっぱり僕たち見ていってしまうんですけれども、そういうときに、やはり今言ったような考え方というのは確かに重要だと思うんです。

それは、学校教育を否定するわけではなくて、あくまで、学校教育はもちろん基本でなければいけないけれども、ただ、そこにあまり重点を置き過ぎることによってのいろんな弊害というのは、僕も実際に感じているので、そういうふうな、いろんな様々な多様性を認める中での様々なアプローチというか、そういう部分は非常に大切だなと私も実感しています。

**教育長職務代理者** お二人から貴重なご意見ありがとうございました。

**中西委員** 今の話ですけれども、教育委員会の方はご存知だと思いますが、文科省も不登校は問題行動とは分けて、問題行動ではないという立場に立って調査もやっていて、なおかつ、教育機会確保法という法律ができていますので、そこでは、休息も必要だよと。つまり、不登校をある意味で認めるような、法律もできていたりしますので、世の中の流れは変わってきているということはもちろんあると思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

---

**教育長職務代理者** では、本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** ありがとうございます。今の確保法で、夜中もできましたし、古ヶ崎南小には、そういう子どもたちが学ぶところがありますし、いろんな手だてを打っているところですが、これだけで議論すると多分1時間どころか2時間ぐらいかかると思います。難しい、本当に多様性のあることなので。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は令和4年10月12日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** よろしいですか。

それでは、ご異議がないようですので確認します。

次回、令和4年10月定例教育委員会会議は、令和4年10月12日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

**教育長** 以上をもちまして、令和4年9月定例教育委員会会議を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午前11時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員